月報私学

2025

2

VOL.326

広島工業大学の講義棟三宅の森Nexus21（写真左上）４階にある「nexus for.」は、約3,000平方メートルの空間を活かした学びと交流の場です（写真左下、右上、右中、右下）。学生や教職員だけでなく、企業や地域の人々も集い、会話や日常のふとした瞬間から新たな気づきや成長のきっかけが生まれます。この場は、安らぎや出会い、新しい発見に満ち、学生にとって人生の「伸びしろ」を育む大切な場所です。

写真提供　学校法人鶴学園　広島工業大学（広島県広島市）

CONTENTS

- 大学･短期大学･高等学校の財務状況≪令和5年度決算集計≫ …… 2
- 令和6年度　私学リーダーズセミナーの報告 …… 5
- 令和6(2024)年度　私立高等学校入学志願動向 …… 6
- 受配者指定寄付金制度 Q&A …… 8
- 加入者等記号･番号の確認方法／貸付金の償還 …… 9
- 資格取得･資格喪失報告書等の事前受付 …… 10
- 私学共済制度の加入者資格 Q&A／学校の設置･変更等をしたときの手続き …… 11
- 任意継続加入者制度のご案内 …… 12
- 特定健康診査の結果データの提出期限と特定保健指導の利用のお願い …… 13
- INFORMATION …… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 …… 16

日本私立学校振興・共済事業団

助成業務

大学・短期大学・高等学校の財務状況《令和5年度決算集計》

私学経営情報センター　私学情報室

私学事業団では、今年度実施した「令和6年度学校法人基礎調査」を基に5年度決算データを集計し、6年度版の「今日の私学財政（大学・短期大学編）」と「今日の私学財政（高等学校・中学校・小学校編）」としてとりまとめ、当該部門を設置する学校法人にCD－ROMを送付しました。

毎年、「学校法人基礎調査」にご協力いただいている学校法人の皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。本誌では、これらの集計結果に基づき、大学・短期大学・高等学校の財務状況について概略を説明します。

法人種別の事業活動収支差額比率（表1）

事業活動収支差額比率とは、事業活動収入から事業活動支出を差し引いた基本金組入前当年度収支差額の、事業活動収入に対する割合です。同比率のプラス幅が大きくなるほど自己資本の充実につながることから、経営の健全化のためには同比率がプラスの状態を継続していくことが重要です。反対に、同比率がマイナスである場合は、当該年度の事業活動収入で事業活動支出を賄うことができず、自己資本を取り崩すことになります。その要因が臨時的な場合は別として、そのような状況が長期間続くと経営にも影響を及ぼし、資金繰りに支障をきたす可能性もあります。

◆大学法人

5年度の基本金組入前当年度収支差額は4年度から減少し、事業活動収支差額比率は4年度の5・0％から3・8％へ下降しています。

次に同比率がマイナスの法人数は562法人のうち252法人で、その割合は44・8％となり、4年度の38・5％から上昇しています。なお、同比率がマイナス20％未満の法人数は41法人で、4年度の32法人から増加しています。

◆短期大学法人

5年度の基本金組入前当年度収支差額は4年度から減少し、事業活動収支差額比率は4年度のマイナス2・0％からマイナス5・6％へ下降しています。

次に同比率がマイナスの法人数は93法人のうち58法人で、その割合は62・4％となり、4年度の58・9％から上昇しています。なお、同比率がマイナス20％未満の法人数は、4年度

表1　事業活動収支差額比率及び、同比率がマイナスの法人の割合（法人種別）

【大学法人】

年度	集計法人数	事業活動収入計（A）	事業活動支出計（B）	基本金組入前当年度収支差額（C＝A−B）	事業活動収支差額比率（C/A）	事業活動収支差額比率がマイナス（0%未満）		（うち△20%未満）	
		百万円	百万円	百万円	%	法人数	割合（%）	法人数	割合（%）
令和元	555	6,708,252	6,452,083	256,169	3.8	236	42.5	41	7.4
2	560	6,913,576	6,531,082	382,493	5.5	194	34.6	28	5.0
3	562	7,179,530	6,662,286	517,244	7.2	167	29.7	30	5.3
4	564	7,251,863	6,885,853	366,010	5.0	217	38.5	32	5.7
5	562	7,323,112	7,041,266	281,846	3.8	252	44.8	41	7.3

【短期大学法人】

年度	集計法人数	事業活動収入計（A）	事業活動支出計（B）	基本金組入前当年度収支差額（C＝A−B）	事業活動収支差額比率（C/A）	事業活動収支差額比率がマイナス（0%未満）		（うち△20%未満）	
		百万円	百万円	百万円	%	法人数	割合（%）	法人数	割合（%）
令和元	100	144,985	149,555	△ 4,570	△ 3.2	64	64.0	12	12.0
2	97	143,630	144,401	△ 771	△ 0.5	52	53.6	15	15.5
3	96	143,489	144,116	△ 627	△ 0.4	60	62.5	11	11.5
4	95	141,845	144,657	△ 2,812	△ 2.0	56	58.9	20	21.1
5	93	143,027	151,016	△ 7,988	△ 5.6	58	62.4	20	21.5

【高等学校法人】

年度	集計法人数	事業活動収入計（A）	事業活動支出計（B）	基本金組入前当年度収支差額（C＝A−B）	事業活動収支差額比率（C/A）	事業活動収支差額比率がマイナス（0%未満）		（うち△20%未満）	
		百万円	百万円	百万円	%	法人数	割合（%）	法人数	割合（%）
令和元	665	808,160	802,061	6,099	0.8	338	50.8	57	8.6
2	667	830,037	801,167	28,870	3.5	260	39.0	30	4.5
3	665	838,371	819,134	19,237	2.3	290	43.6	41	6.2
4	669	869,162	847,718	21,443	2.5	320	47.8	44	6.6
5	669	888,576	867,137	21,438	2.4	341	51.0	43	6.4

（注1）　大学法人…大学を設置している学校法人
（注2）　短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人
（注3）　高等学校法人…大学法人・短期大学法人以外で、高等学校又は中等教育学校を設置している学校法人
（注4）　表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、差引等の数値と一致しないことがある。

と同じく20法人となっています。

◆高等学校法人

５年度の基本金組入前当年度収支差額は４年度から減少し、事業活動収支差額比率は４年度の2・5％から2・4％へ下降しています。

次に同比率がマイナスの法人数は６６９法人のうち３４１法人で、その割合は51・0％となり、４年度の47・8％から上昇しています。なお、同比率がマイナス20％未満の法人数は43法人で、４年度の44法人から減少しています。

学校種別の事業活動収支差額比率（表２）

◆大学

５年度の基本金組入前当年度収支差額は４年度から減少し、事業活動収支差額比率は４年度の2・9％から2・7％へ下降しています。

次に、同比率がマイナスの学校数は６０７校のうち２４９校で、その割合は41・0％となり、４年度の36・1％から上昇しています。なお、同比率がマイナス20％未満の学校数は、４年度の67校から91校に増加しています。

◆短期大学

５年度の基本金組入前当年度収支差額は４年度から減少し、事業活動収支差額比率は４年度のマイナス14・4％からマイナス17・1％に下降しています。

次に、同比率がマイナスの学校数は２８１校のうち２２７校で、その割合は80・8％となり、４年度の79・0％から上昇しています。また、同比率がマイナス20％未満の学校数は、４年度の１３６校から１６０校に増加しています。

◆高等学校

５年度の基本金組入前当年度収支差額は４年度から増加し、事業活動収支差額比率は４年度の1・8％から1・9％へ上昇しています。

次に、同比率がマイナスの学校数は１２８１校のうち６２６校で、その割合は48・9％となり、４年度の47・8％から上昇しています。なお、同比率がマイナス20％未満の学校数は、４年度の１４０校から１４１校に増加しています。

運用資産と要積立額（表３）

学校法人の持続的かつ安定的な経営のためには、施設・設備の拡充・更新や、教職員の退職金の支払い及び奨学基金の運用等の将来的に必要となる資金需要（要積立額）に対し、現金預金・有価証券・特定資産といった運用資産を十分に保有していることが望ましいと考えられます。しかし、基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状況が続く等の要因で資金的な余裕がなくな

表２　事業活動収支差額比率及び、同比率がマイナスの学校の割合（学校種別）

【大学】

年度	集計学校数	事業活動収入計（A）百万円	事業活動支出計（B）百万円	基本金組入前当年度収支差額（C=A−B）百万円	事業活動収支差額比率（C/A）%	事業活動収支差額比率がマイナス（0%未満） 学校数	割合（%）	（うち△20%未満） 学校数	割合（%）
令和元	599	3,498,558	3,379,532	119,026	3.4	222	37.1	84	14.0
2	608	3,600,163	3,458,322	141,841	3.9	191	31.4	70	11.5
3	611	3,627,217	3,479,962	147,255	4.1	200	32.7	64	10.5
4	612	3,692,116	3,585,800	106,317	2.9	221	36.1	67	10.9
5	607	3,744,865	3,643,592	101,273	2.7	249	41.0	91	15.0

【短期大学】

年度	集計学校数	事業活動収入計（A）百万円	事業活動支出計（B）百万円	基本金組入前当年度収支差額（C=A−B）百万円	事業活動収支差額比率（C/A）%	事業活動収支差額比率がマイナス（0%未満） 学校数	割合（%）	（うち△20%未満） 学校数	割合（%）
令和元	299	149,672	163,424	△ 13,752	△ 9.2	205	68.6	104	34.8
2	298	155,151	167,039	△ 11,888	△ 7.7	206	69.1	95	31.9
3	292	148,111	161,048	△ 12,937	△ 8.7	211	72.3	103	35.3
4	286	135,924	155,529	△ 19,605	△ 14.4	226	79.0	136	47.6
5	281	128,210	150,174	△ 21,964	△ 17.1	227	80.8	160	56.9

【高等学校】

年度	集計学校数	事業活動収入計（A）百万円	事業活動支出計（B）百万円	基本金組入前当年度収支差額（C=A−B）百万円	事業活動収支差額比率（C/A）%	事業活動収支差額比率がマイナス（0%未満） 学校数	割合（%）	（うち△20%未満） 学校数	割合（%）
令和元	1,283	1,088,672	1,077,253	11,419	1.0	627	48.9	138	10.8
2	1,287	1,106,697	1,066,422	40,275	3.6	542	42.1	114	8.9
3	1,285	1,105,633	1,082,254	23,379	2.1	576	44.8	131	10.2
4	1,288	1,135,701	1,115,038	20,663	1.8	616	47.8	140	10.9
5	1,281	1,144,993	1,123,715	21,278	1.9	626	48.9	141	11.0

（注１）　大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての大学部門
（注２）　短期大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての短期大学部門又は高等専門学校部門
（注３）　高等学校…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての高等学校部門
（注４）　表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、差引等の数値と一致しないことがある。

ると、要積立額に対応する運用資産を十分に保有できなくなり、運用資産の一部を取り崩して支払いに充てることになるなど、本来保有しておくべき金額に不足が生じてしまいます。

◆大学法人

5年度は運用資産、要積立額ともに増加しましたが、運用資産より要積立額の増加のほうが大きいため、4年度と比較すると積立不足額が増加しました。また、積立率は4年度の73・4％から71・9％へ下降しています。

◆短期大学法人

5年度は運用資産、要積立額ともに減少しましたが、運用資産より要積立額の減少のほうが小さいため、4年度と比較すると積立不足額が増加しました。また、積立率は4年度の67・2％から64・9％へ下降しています。

◆高等学校法人

5年度は運用資産、要積立額ともに増加しましたが、運用資産より要積立額の増加の方が大きいため、4年度と比較すると積立不足額が増加しました。また、積立率は4年度の62・1％から61・5％へ下降しています。

表３　運用資産と要積立額

【大学法人】

年度	集計法人数	運用資産（Ａ）	要積立額（Ｂ）	要積立額　内訳				積立不足額（Ｂ－Ａ）	積立率（Ａ／Ｂ）
				減価償却累計額（有形固定資産）	第２号基本金	第３号基本金	退職給与引当金		
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	％
令和元	555	107,052	148,864	111,309	7,525	16,838	13,192	41,812	71.9
2	560	110,379	153,271	115,346	7,439	17,180	13,306	42,892	72.0
3	562	115,465	157,890	119,095	7,735	17,726	13,334	42,425	73.1
4	564	119,115	162,272	123,146	7,846	17,988	13,293	43,157	73.4
5	562	119,911	166,808	126,823	8,007	18,624	13,355	46,898	71.9

【短期大学法人】

年度	集計法人数	運用資産（Ａ）	要積立額（Ｂ）	要積立額　内訳				積立不足額（Ｂ－Ａ）	積立率（Ａ／Ｂ）
				減価償却累計額（有形固定資産）	第２号基本金	第３号基本金	退職給与引当金		
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	％
令和元	100	3,065	4,228	3,531	219	289	190	1,164	72.5
2	97	2,988	4,222	3,517	225	305	175	1,235	70.8
3	96	2,976	4,377	3,641	234	330	172	1,401	68.0
4	95	2,948	4,385	3,650	242	334	159	1,437	67.2
5	93	2,830	4,361	3,659	214	334	154	1,531	64.9

【高等学校法人】

年度	集計法人数	運用資産（Ａ）	要積立額（Ｂ）	要積立額　内訳				積立不足額（Ｂ－Ａ）	積立率（Ａ／Ｂ）
				減価償却累計額（有形固定資産）	第２号基本金	第３号基本金	退職給与引当金		
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	％
令和元	665	11,786	18,104	16,627	656	332	489	6,318	65.1
2	667	12,034	18,818	17,326	671	344	477	6,784	64.0
3	665	12,314	19,491	18,034	637	346	474	7,177	63.2
4	669	12,575	20,255	18,829	634	316	476	7,681	62.1
5	669	12,781	20,794	19,348	649	331	466	8,013	61.5

（注１）　大学法人…大学を設置している学校法人
（注２）　短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人
（注３）　高等学校法人…大学法人・短期大学法人以外で、高等学校又は中等教育学校を設置している学校法人
（注４）　表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、差引等の数値と一致しないことがある。
（注５）　運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金の合計額である。

まとめ

事業活動収支差額比率は、学校法人の収支状況を端的に表します。基本金組入前当年度収支差額のマイナス分を補うために運用資産を取り崩す状況が続くと、施設の建て替えや設備等の更新計画の遅れにつながる恐れがあります。減価償却累計額（有形固定資産）は年々増加しており、施設・設備等の更新計画を策定するうえで、積立不足額の増加は懸念材料です。

過去から蓄積した運用資産は、厳しい経営環境を乗り切るための貴重な財源です。施設設備の拡充・更新計画や奨学基金の創設等を盛り込んだ中長期計画を策定し、その計画に基づいた運用資産の蓄積目標を定めることや使途目的にかなった運用計画に従って資産運用を行うことが重要です。

学校法人においては、教育内容の充実・特色化を図るとともに、安定的な経営基盤を維持して学校経営を行うための参考として、これらの集計結果をご活用ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター　私学情報室
☎03(3230)7846～7848
Eメール　center@shigaku.go.jp

令和６年度　私学リーダーズセミナーの報告

私学経営情報センター　私学情報室

改正私立学校法の施行（令和７年４月１日）を目前に控え、改正私立学校法の趣旨（ガバナンス改革等）をより深く理解すること、寄附行為変更の申請手続きや会計基準変更への対応を促進することを目的として、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校のいずれかを設置する学校法人の理事長・理事の方を対象に、「私学リーダーズセミナー」を開催しました。今年度は、現地会場で受講する「対面形式」と、会場の講演の模様を生配信し、オンラインで受講する「オンライン形式」の２種類の方法により、広島会場、仙台会場、大阪会場、東京会場の４か所で開催し、広島会場は１１７名、仙台会場は１０３名、大阪会場は52名、東京会場は１０９名、合わせて３８１名にご参加いただきました。

今回のセミナーでは、私学事業団理事長、弁護士、公認会計士による講演を行いました。

まず、本事業団理事長福原紀彦から「少子高齢化社会における私学の価値・役割の再認識と再構築に向けて」と題し、学校法人を取り巻く経営環境の変化や私学経営における財政基盤の改善・強化について講演がありました。

次に、ＴＭＩ総合法律事務所の大河原遼平弁護士から「私立学校法の改正と対応方策のポイント」と題して、改正私立学校法の内容、寄附行為変更申請や内部統制システムの強化等への対応策について講演がありました。

最後に、新創監査法人の髙橋克典公認会計士から「私学法改正後の会計基準と会計監査」と題して、改正による決算スケジュールへの影響や監査手続きの変更点について講演がありました。

以下、アンケートの回答の一部をご紹介します。

大阪会場　大河原講師による講演の様子

東京会場　髙橋講師による講演の様子

・（福原理事長の講演について）大学の所在する自治体と連携して、ふるさと納税方式を活用してお金を集めるという話があったが、学納金以外の収入をいかに増やすかが、今後の法人の生き残りに大きく影響すると考えているので、非常に参考になった。

・（大河原講師の講演について）寄附行為変更について、改めて論点の確認ができた。さらに理事の選任やその後の会議体等の運営について言及され、今後の論点を認識し、非常に参考になった。

・（大河原講師の講演について）法改正に伴い寄附行為の変更とともに内部統制システムの整備が重要となるが、内部統制システムの整備に関し、対応すべき点について整理することができ有益であった。

・（髙橋講師の講演について）法改正により想定される決算のスケジュール感が例示され、また現行のスケジュールとの対比も示されたので、考え方や対応について整理することができ参考になった。

本事業団では、私学の改革の一助となるよう、来年度においても私学リーダーズセミナーなど、さまざまな取り組みを実施していきます。

開催日・場所：令和６年７月10日（水）広島ガーデンパレス
令和６年７月30日（火）仙台ガーデンパレス
令和６年11月22日（金）大阪ガーデンパレス
令和６年12月12日（木）東京ガーデンパレス

対象：大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校のいずれかを設置する学校法人の理事長・理事

時間	内　容　等
12:30 ～	開会挨拶 講演①「少子高齢化社会における私学の価値・役割の再認識と再構築に向けて」 私学事業団　理事長　福原 紀彦
13:40 ～	講演②「私立学校法の改正と対応方策のポイント」 TMI 総合法律事務所　弁護士　大河原 遼平氏
15:25 ～	講演③「私学法改正後の会計基準と会計監査」 新創監査法人　公認会計士　髙橋 克典氏
16:55	閉会挨拶　私学事業団　理事　菊池 裕明

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター　私学情報室
☎03（3230）7849・7850
Eメール　center@shigaku.go.jp

令和6(2024)年度　私立高等学校入学志願動向

私学経営情報センター　私学情報室

私学事業団では、今年度実施した「令和6年度学校法人基礎調査」のデータを基に、私立高等学校の入学志願動向を集計しました。本調査にご協力いただいた学校法人の皆様に厚く御礼を申し上げます。集計結果は私学事業団ホームページで公表しています。

本誌では、5年度と6年度の志願倍率や入学定員充足率などの概況、男女校種別の動向、規模別の動向、直近10年の入学定員充足状況について説明します。なお、本集計では、通信制課程と生徒募集を停止した高等学校は除いています。

詳しくは、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▼経営支援・情報提供▼私立高等学校入学志願動向〕をご覧ください。

◆私立高等学校の概況（表1）

6年度の集計学校数は1293校で、前年度と同数でした。入学定員は40万4180人で、404人減少し、志願者数は2万4831人、受験者数は2万6007人、また、入学者数は8493人の減少となりました。

この結果、入学定員充足率は2・01ポイント下降し、83・27%となりました。

参考までに、6年度の15歳人口（中学校・義務教育学校卒業者と中等教育学校前期課程修了者の合計（学校基本調査－6年度（確定値）：文部科学省より））は、約7500人減少し、約108万5000人となりました。

表1　私立高等学校の概況

区　分	5年度	6年度	増　減
集計学校数(校)	1,293	1,293	0
入学定員(人)	404,584	404,180	△404 (△0.1%)
志願者数(人)	1,061,020	1,036,189	△24,831 (△2.3%)
受験者数(人)	1,034,731	1,008,724	△26,007 (△2.5%)
合格者数(人)	944,286	920,322	△23,964 (△2.5%)
入学者数(人)	345,038	336,545	△8,493 (△2.5%)
志願倍率(倍)	2.62	2.56	△0.06ﾎﾟｲﾝﾄ
合格率(%)	91.26	91.24	△0.02ﾎﾟｲﾝﾄ
歩留率(%)	36.54	36.57	0.03ﾎﾟｲﾝﾄ
入学定員充足率(%)	85.28	83.27	△2.01ﾎﾟｲﾝﾄ

（注）志願倍率（志願者数÷入学定員）、合格率（合格者数÷受験者数）
歩留率（入学者数÷合格者数）、入学定員充足率（入学者数÷入学定員）

◆男女校種別の動向（表2）

6年度の志願倍率が最も高いのは共学校で、以下、男子校、女子校となっています。合格率は女子校、共学校、男子校の順、入学定員充足率は共学校、男子校、女子校の順となっており、これらの順序は平成27年度以降変わっていません。

また、歩留率は平成27年度は男子校、女子校、共学校の順でした。その後、2年度には女子校が逆転しましたが、3年度は再び男子校が逆転し、6年度は引き続き、男子校、女子校、共学校の順となりました。

集計学校数を平成27年度と比較すると、男子校が16校、女子校が39校減少したのに対し、共学校は63校増加しています。

表2　男女校種別の動向

男女校種	年度	集計学校数	入学定員 A	志願者数 B	受験者数 C	合格者数 D	入学者数 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員充足率 E/A
		校	人	人	人	人	人	倍	%	%	%
男子校	H27	94	31,894	58,595	56,998	48,222	26,291	1.84	84.60	54.52	82.43
	28	92	30,704	56,920	55,491	46,832	26,006	1.85	84.40	55.53	84.70
	29	88	29,502	54,084	52,741	45,005	25,171	1.83	85.33	55.93	85.32
	30	87	28,997	51,512	50,155	41,992	23,606	1.78	83.72	56.22	81.41
	R元	88	29,213	51,731	50,276	42,573	24,337	1.77	84.68	57.17	83.31
	2	85	27,778	48,518	46,654	39,751	22,804	1.75	85.20	57.37	82.09
	3	83	26,678	45,127	43,850	37,221	22,154	1.69	84.88	59.52	83.04
	4	81	26,108	43,434	41,920	35,389	21,781	1.66	84.42	61.55	83.43
	5	80	25,828	42,757	41,459	34,867	21,749	1.66	84.10	62.38	84.21
	6	78	24,943	41,301	39,963	33,500	21,355	1.66	83.83	63.75	85.62
女子校	H27	270	72,662	95,395	93,807	90,147	47,803	1.31	96.10	53.03	65.79
	28	267	71,361	94,381	92,798	89,486	46,848	1.32	96.43	52.35	65.65
	29	262	70,080	90,910	87,565	84,251	45,459	1.30	96.22	53.96	64.87
	30	260	68,299	84,390	83,178	80,316	43,458	1.24	96.56	54.11	63.63
	R元	255	65,999	80,231	78,998	76,050	42,484	1.22	96.27	55.86	64.37
	2	251	64,524	77,178	74,509	71,456	41,118	1.20	95.90	57.54	63.73
	3	246	62,860	72,070	70,699	68,190	40,084	1.15	96.45	58.78	63.77
	4	242	60,830	68,857	67,564	64,991	39,238	1.13	96.19	60.37	64.50
	5	235	59,760	64,883	63,654	61,969	38,198	1.09	97.35	61.64	63.92
	6	231	58,698	61,370	60,308	58,817	36,690	1.05	97.53	62.38	62.51
共学校	H27	921	305,505	1,005,465	986,166	906,241	271,232	3.29	91.90	29.93	88.78
	28	930	309,245	1,018,484	999,315	914,791	277,121	3.29	91.54	30.29	89.61
	29	933	309,566	1,010,749	991,825	911,484	275,652	3.27	91.90	30.24	89.04
	30	940	310,309	999,754	980,511	905,002	276,629	3.22	92.30	30.57	89.15
	R元	953	313,210	984,856	964,696	887,462	274,721	3.14	91.99	30.96	87.71
	2	960	316,088	972,335	952,507	871,443	278,165	3.08	91.49	31.92	88.00
	3	965	317,201	938,480	918,169	848,519	276,280	2.96	92.41	32.56	87.10
	4	968	317,408	957,703	935,221	858,107	287,437	3.02	91.75	33.50	90.56
	5	978	318,996	953,380	929,618	847,450	285,091	2.99	91.16	33.64	89.37
	6	984	320,539	933,518	908,453	828,005	278,500	2.91	91.14	33.64	86.88

表３　規模別の動向

入学定員区分	年度(R)	集計学校数	入学定員 A	志願者数 B	受験者数 C	合格者数 D	入学者数 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員充足率 E/A
		校	人	人	人	人	人	倍	%	%	%
100人未満	5	65	4,146	6,067	5,961	5,468	2,830	1.46	91.73	51.76	68.26
	6	66	4,171	5,474	5,402	4,722	2,968	1.31	87.41	62.85	71.16
	増減	1	25	△593	△559	△746	138	△ 0.15	△ 4.32	11.09	2.90
100人以上200人未満	5	230	34,434	57,504	56,420	53,089	27,333	1.67	94.10	51.49	79.38
	6	229	34,283	57,024	55,850	52,542	27,111	1.66	94.08	51.60	79.08
	増減	△1	△151	△480	△570	△547	△222	△ 0.01	△ 0.02	0.11	△ 0.30
200人以上300人未満	5	372	89,773	227,134	221,274	203,146	78,950	2.53	91.81	38.86	87.94
	6	373	90,025	220,096	213,752	197,019	76,039	2.44	92.17	38.59	84.46
	増減	1	252	△7,038	△7,522	△6,127	△2,911	△ 0.09	0.36	△ 0.27	△ 3.48
300人以上400人未満	5	274	92,336	251,430	244,616	222,042	83,244	2.72	90.77	37.49	90.15
	6	274	92,235	247,539	239,857	217,225	82,636	2.68	90.56	38.04	89.59
	増減	0	△101	△3,891	△4,759	△4,817	△608	△ 0.04	△ 0.21	0.55	△ 0.56
400人以上500人未満	5	182	78,667	218,250	212,998	190,341	68,066	2.77	89.36	35.76	86.52
	6	180	77,787	209,057	203,954	180,927	64,471	2.69	88.71	35.63	82.88
	増減	△2	△880	△9,193	△9,044	△9,414	△3,595	△ 0.08	△ 0.65	△ 0.13	△ 3.64
500人以上600人未満	5	92	49,217	133,505	129,827	120,198	39,236	2.71	92.58	32.64	79.72
	6	93	49,713	130,661	127,144	118,411	38,916	2.63	93.13	32.87	78.28
	増減	1	496	△2,844	△2,683	△1,787	△320	△ 0.08	0.55	0.23	△ 1.44
600人以上800人未満	5	64	42,001	123,142	120,134	110,284	34,302	2.93	91.80	31.10	81.67
	6	65	42,786	125,959	122,947	112,866	34,261	2.94	91.80	30.36	80.08
	増減	1	785	2,817	2,813	2,582	△41	0.01	0.00	△ 0.74	△ 1.59
800人以上1,000人未満	5	11	9,350	27,448	27,100	24,635	7,761	2.94	90.90	31.50	83.01
	6	10	8,520	23,503	23,173	21,259	7,082	2.76	91.74	33.31	83.12
	増減	△1	△830	△3,945	△3,927	△3,376	△679	△ 0.18	0.84	1.81	0.11
1,000人以上	5	3	4,660	16,540	16,401	15,083	3,316	3.55	91.96	21.99	71.16
	6	3	4,660	16,876	16,645	15,351	3,061	3.62	92.23	19.94	65.69
	増減	0	0	336	244	268	△255	0.07	0.27	△ 2.05	△ 5.47
合　計	5	1,293	404,584	1,061,020	1,034,731	944,286	345,038	2.62	91.26	36.54	85.28
	6	1,293	404,180	1,036,189	1,008,724	920,322	336,545	2.56	91.24	36.57	83.27
	増減	0	△404	△24,831	△26,007	△23,964	△8,493	△ 0.06	△ 0.02	0.03	△ 2.01

(注) 全国の私立高等学校を、各学校の入学定員数により区分した。

◆規模別の動向（表3）

規模別で志願倍率が最も高いのは、入学定員が1000人以上の区分で、以下、600人以上800人未満、800人以上1000人未満となっています。一方、入学定員充足率が最も高いのは、300人以上400人未満の区分で、以下、200人以上300人未満、800人以上1000人未満の学校となっています。

志願倍率の高い入学定員の区分と、入学定員充足率の高い入学定員の区分とは、必ずしも一致していません。

◆直近10年の入学定員充足状況（図表）

平成27年度の入学定員充足率100%未満の学校数は918校で、全体の71・4%でした。その後、100%未満の学校数は増減を繰り返し、6年度は前年度より30校増加し、925校となりました。また、全体に占める割合は2・3ポイント上昇し、71・5%となりました。

図表　直近10年の入学定員充足状況

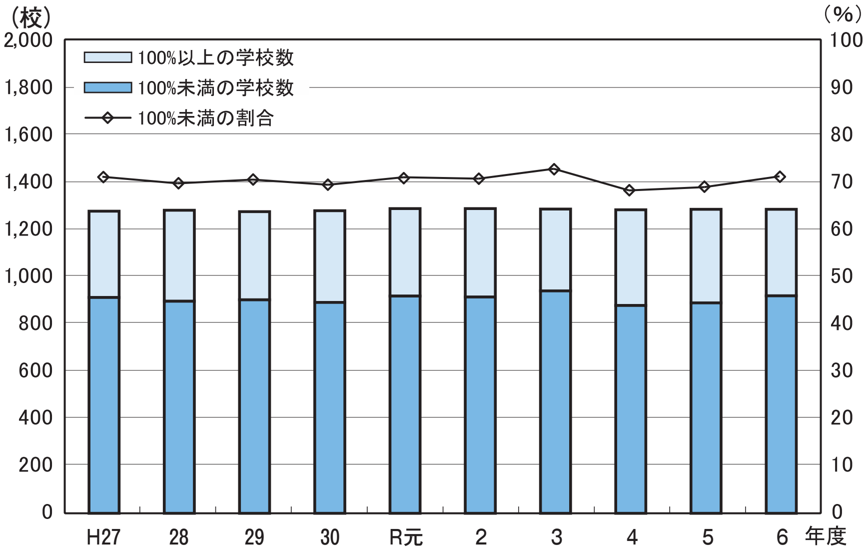

年　度	H27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6
100%以上の学校数(校)	367	387	375	390	372	376	348	407	398	368
100%未満の学校数(校)	918	902	908	897	924	920	946	884	895	925
合　計	1,285	1,289	1,283	1,287	1,296	1,296	1,294	1,291	1,293	1,293
100%未満の割合(%)	71.4	70.0	70.8	69.7	71.3	71.0	73.1	68.5	69.2	71.5

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター　私学情報室
☎03(3230)7852・7853
Eメール　portrait@shigaku.go.jp

助成業務

受配者指定寄付金制度 Q&A

助成部　寄付金課

受配者指定寄付金制度を利用している法人から、寄付金課に寄せられるよくある質問をQ&A形式でまとめましたのでご参照ください。

◆制度の利用

Q1 制度の利用にあたり（募金）期間の制限はありますか。

A1 募金期間の制限はありません。継続的に制度の利用が可能です。なお、前回の利用から複数年空いている場合は、事前にご連絡ください。

Q2 制度を利用中ですが、この度、新たな募金事業を開始予定です。事前の申請は必要ですか。

A2 募金事業の追加・変更にあたり、事前の申請は不要です。引き続き制度の利用が可能です。

◆寄付金の受け入れ

Q3 受領書の寄付者名は、社名だけでなく部署名や支店名まで記載されますか。

A3 受領書の寄付者名は、通常、社名までとなります。部署名等まで記載が必要な場合は、様式1-4の備考欄にその旨ご記入ください。

Q4 公益法人等など一般的に納税義務が免除されている法人からの寄付は、制度の対象となりますか。

A4 収益事業を行っていない公益法人等法人税の納税の義務がない法人からの寄付は制度の対象となりません。ただし、寄付者が収益事業を行っていれば、対象となる場合がありますので、寄付者に収益事業の実施と法人税の納税有無を確認してください。

なお、学校法人の収益事業から他の学校法人への寄付は、私立学校法第61条（収益事業の停止）に抵触する恐れがあるため取り扱いません。

Q5 今年度入学した生徒の保護者が経営する企業法人から寄付の申し出がありました。制度の対象となりますか。

A5 新入生又はその保護者から、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納付された寄付金は、原則として「入学と相当の因果関係のあるもの」に該当し、寄付金控除の対象とならないものとされているため、受配者指定寄付金制度でも取り扱いません。

ただし、入学決定後に募金の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で納付された寄付金は、例外的に寄付金控除の適用対象とされています。詳細は左記をご確認ください。

- 所得税基本通達78-2（入学に関してする寄附金の範囲）
- 平成10年4月16日付け文高行第367号「新入生又はその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金について（通知）」
- 令和3年6月25日付け3高私行第4号「新入生又はその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金の取り扱いに関するQ&Aについて（通知）」

Q6 特定の部活動を指定した寄付は、制度の対象となりますか。

A6 学校が管理する経常的経費の範囲で部活動へ支出するものであれば、対象となります。学校の支出にならず部活動が自由に支出できる性格のものは「学校への寄付」とはみなせないため、取り扱いません。

なお、部活動の選手など特定の個人を指定した寄付は、個人の所得とみなされる恐れがありますので、ご注意ください。

◆配付の申請

Q7 すでに終了した事業を対象とした配付の申請はできないとのことですが、具体的に教えてください。

A7 配付の対象事業は、当該年度に支払いの発生するものが対象です。前年度以前に事業と業者等への支払いが完了した事業は、原則として、対象事業とすることはできません。

Q8 校舎の建築事業で配付申請を予定しています。様式の他に提出が必要な書類を教えてください。

A8 施設の取得、機器備品の購入等による申請の場合は、支払状況、総事業費、工期等が確認できる書類（契約書、請書、領収書、請求書等の写し）を提出してください。

制度の詳細は、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内▼受配者指定寄付金▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」）をご覧ください。

また、今回ご紹介したよくある質問のほか、「寄付金事務の手引」50頁から58頁にQ&Aを掲載しています。併せてご参照ください。

寄付金事務の手引
https://www.shigaku.go.jp/s_kifu_gaiyo.htm

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部　寄付金課
☎03(3230)7317・7318
Eメール　kifukin@shigaku.go.jp

共済業務

加入者等記号・番号の確認方法

企画室

加入者証・加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）の発行が令和6年12月1日をもって廃止となりました。申請書等に記入する加入者等記号・番号は、今後次の①〜⑥で確認できますので、加入者への周知をお願いします。詳細は、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▼お知らせ一覧▼加入者等記号・番号の確認方法〕から確認してください。

①マイナポータル

マイナポータルにログイン後、トップページから「健康保険証」を選択することで加入者等記号・番号（記号・番号・枝番）を確認できます。なお、マイナ保険証（保険証利用登録済みのマイナンバーカード）を所有していない人も確認できます。マイナポータルのログイン方法については、デジタル庁ホームページを参照してください。

デジタル庁ホームページ
https://services.digital.go.jp/myna portal-app/help/

②資格情報のお知らせ

6年10月（一部の人には12月）にすべての加入者・被扶養者を対象に一斉交付しました。今後は、資格取得又は被扶養者認定等の際に④資格確認書の発行を希望しなかった人に交付します。健康保険証としては利用できませんが、医療機関等のシステム不具合等の際に提示を求められる場合があります。紛失等に注意してください。

③確認通知書

定時決定、標準賞与の決定時等に配付する確認通知書でも確認できます。

④資格確認書（マイナ保険証を有していない人）

6年12月2日以降に資格取得等をして、マイナンバーカードを所有していない等の理由で発行を希望した人に交付します。②資格情報のお知らせと異なり健康保険証として利用できます。なお、7年秋の時点でマイナ保険証を所有していない人を対象に、学校法人等を通して一斉交付する予定です。

⑤加入者資格証（丙種校の人）

年金等給付のみの適用となっている丙種校の加入者に交付しています。

⑥加入者証等

廃止以前に交付された加入者証等を所有している人は、加入者証等でも確認できます。

①マイナポータル画面（イメージ）

②資格情報のお知らせ（イメージ）

私立学校教職員共済　　【本人】加入者
資格情報のお知らせ
令和6年10月1日交付
記号　13A9999　　番号　99999　枝番　00
ユシマ　ハナコ
氏　　名　湯島　花子
生年月日　昭和60年　7月15日
資格取得年月日　令和　6年　4月　1日
保険者所在地　東京都文京区湯島1丁目7番5号　Tel.03-3813-5321
保険者番号・名称　34130021　日本私立学校振興・共済事業団

④資格確認書（イメージ）

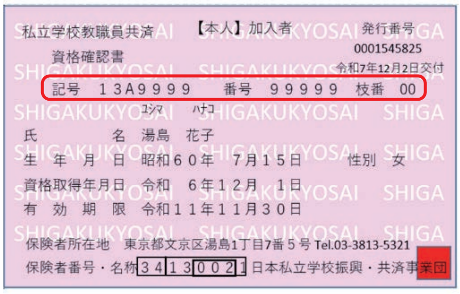
私立学校教職員共済　　【本人】加入者　　発行番号
0001545825
資格確認書
令和7年12月2日交付
記号　13A9999　　番号　99999　枝番　00
ユシマ　ハナコ
氏　　名　湯島　花子
生年月日　昭和60年　7月15日　　性別　女
資格取得年月日　令和　6年12月　1日
有効期限　令和11年11月30日
保険者所在地　東京都文京区湯島1丁目7番5号 Tel.03-3813-5321
保険者番号・名称　34130021 日本私立学校振興・共済事業団

貸付金の償還

福祉部　貯金・貸付課

貸付けを利用している加入者（借受人）が退職等により資格を喪失する場合は、残金全額を償還することとなります。

学校法人等は、償還額を借受人の退職手当等から控除するか、又は借受人から預かって償還期限内に私学事業団へ払い込んでください。

在職中に全額返済を希望する場合は、毎月15日（必着）までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書DL」を提出してください。申し出た月の20日頃までに「貸付金任意償還通知書」等を学校法人等宛てに送付します（償還期限を過ぎると経過利息が発生します）。

また、任意償還の手続きをしない場合でも、資格喪失を本事業団で確認すると即時償還となり、同様に通知書を送付します（償還期限を過ぎると1日当たり0・03％の延滞金が発生します）。

いずれの場合でも、学校法人等が退職手当等からの控除をせず、償還の遅滞があったときは、該当する学校法人等全体が貸付制限対象となることがあります。

詳細は、本誌1月号又は私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▼福祉事業▼加入者貸付▼貸付金の償還方法〕を確認してください。

DLマークが付いている用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕からダウンロードできます。

資格取得・資格喪失報告書等の事前受付
令和7年3月3日（月）受付開始

業務部　資格課

私学事業団では、加入者の資格情報を速やかに登録するため、各種報告書等の**「事前受付」を3月3日（月）から開始**します。ぜひご利用ください。

なお、この時期は電話が非常に混み合います。加入者番号や被扶養者認定を確認するための**照会は、書類提出から標準処理期間である2週間経過後**にお願いいたします。

◆事前受付の対象となる報告書等

①3月31日付の退職
- 「資格喪失報告書DL」
- 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書DL」

②4月1日付の採用等
- 「資格取得報告書DL」（※1）
- 「所属学校等変更報告書DL」
- 「被扶養者認定申請書DL」（※2）

※1短時間労働加入者用も含みます。また、再資格取得報告は2年満了前の任意継続加入者は除きます。

※2資格取得報告と同時申請の場合に限ります。

注　「資格確認書交付・再交付　資格情報のお知らせ再通知　高齢受給者証再交付申請書」は事前受付の対象ではありません。事前受付対象の資格異動に伴い「資格確認書」の交付申請をする場合、4月1日以降に提出してください。

◆「資格取得報告書DL」「被扶養者認定申請書DL」は新用紙を使用してください。

資格取得をした場合や被扶養者の認定を受けた場合は、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」が交付されることになるため、「資格取得報告書DL」「被扶養者認定申請書DL」に**資格確認書交付の要否欄が追加**されました。

「発行が必要」にチェックをした人には、「資格確認書」を交付します。「発行は必要ない」にチェックをした人には、「資格情報のお知らせ」を交付します。

書類に不備があると、資格取得等の処理が遅れる原因となります。**返送**する場合もありますので、記入漏れ等のないよう十分注意してください。なお、旧用紙は使用できませんので**必ず新用紙を使用**してください。

◆「資格取得報告書DL」の記入

①**学校記号番号**は、誤りのないよう十分注意して記入してください。

記入を誤ると、教職員等の個人情報（氏名、住所、報酬月額等）が記載された通知等が別の学校法人等に送付される事故につながります。

②**事務連絡先電話番号欄には、必ず本事業団へ登録している電話番号を記入**してください。本事業団に登録している学校記号番号の電話番号と突合し、別の学校法人等への誤登録を防いでいます。

③**住所は住民票の住所**を記入してください。

④**基礎年金番号**は正確に記入してください。基礎年金番号を持っていないときは、必ずその理由を記入してください。

⑤**マイナンバー**は学校法人等が確認し、正確に記入してください。

◆「資格取得報告書DL」の提出上の注意

①書類不備により返送となった場合等は、再受付後の処理となります。

②**継続資格取得者の資格取得処理**は、前任校の資格喪失が確認できるまで保留となります。前任校の資格喪失が確認出来次第の処理となります。

③継続資格取得の加入者に、前任校ですでに認定された被扶養者がいるときは、引き続き被扶養者として認定しますので「被扶養者認定申請書DL」の提出は不要です（前任校が丙種校の場合を除きます）。

◆報告内容の訂正

①**事前受付の報告書の内容に誤りがあったときは、**必ず該当する訂正申出書により手続きをしてください。

なお、訂正の処理は4月1日以後に行います。

②「任意継続加入者申出用資格喪失報告書DL」を提出した後に再就職が決定し、資格喪失日（退職日の翌日）から他の健康保険又は共済組合に本人として加入した場合は、「任意継続加入者資格取下げ申出書」の提出が必要です。用紙は資格課又は各共済業務課に請求してください。

◆資格確認書又は資格情報のお知らせ

①資格確認書又は資格情報のお知らせ（以下「資格確認書等」といいます）は個別封筒に入れて送付します。**4月1日以後に該当者に渡してください。**

②資格確認書等の記載内容に誤りがないか必ず確認してください。

③3月31日退職者は、退職日までは資格確認書（加入者証等を含みます）を使用して保険診療を受けることができます。**退職後は直ちに回収し、返納**してください。

④「資格取得報告書DL」と「被扶養者認定書DL」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定には審査を要するため、加入者の資格取得処理よりも遅くなる場合があります。

私学共済制度の加入者資格Q＆A

業務部　資格課

Q1　個人の意思等で加入や脱退を決めることはできますか。

A1　私学共済制度の加入者資格は法令で定められたものであり、一定の加入者資格を満たすときは、必ず加入することになります（強制加入）。

　このため、個人の意思等で加入しないことや、途中でやめること、短期給付や年金等給付のどちらか一方のみを選択して加入することはできません。

Q2　非常勤職員やパートタイマー等で採用した人については、加入者としなくてよいですか。

A2　私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（私学共済法第14条）」とされており、採用形態や職種等で区別されません。

　正規雇用でない非常勤職員や、パートタイマー等の採用であっても、加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

注　加入者資格については、「事務の手引　令和6年版」22～34頁を参照してください。

Q3　非常勤職員やパートタイマーで短い時間だけ勤務する人を採用した場合は、短時間労働加入者として加入手続きをすればよいですか。

A3　学校法人等全体で50人を超える規模がある「特定学校法人等」又は「特定学校法人等」以外の学校法人等で、労使の合意を得て学校法人等単位で短時間労働者を私学共済の適用とする申し出を行った「任意特定学校法人等」である場合に限り、通常の加入者資格は満たさないが、短時間労働加入者の要件を満たすときは短時間労働加入者として私学共済制度の適用となります。

Q4　法人職員や収益事業部門に所属している職員、学校法人等が設置する保育園の職員も加入できますか。

A4　私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（私学共済法第14条）」とされており、学校法人等内の配属先によって、加入者資格の有無は区別されません。

　そのため、加入者資格を満たすときは、必ず加入することになります。

　なお、付随事業や収益事業を開始したとき、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したときは、私学事業団に届け出が必要です。

Q5　外国籍の教職員は加入できますか。

A5　国籍による加入制限はありません。加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

　なお、社会保障協定を締結した相手国から日本に派遣された外国籍の教職員を採用したときは、私学共済制度の適用の一部又は全部が免除されます。

Q6　加入者が休職する場合、加入者資格を喪失することになりますか。

A6　産前産後休業や育児休業・介護休業を取得するときは、学校法人等からの報酬が支給されなくても加入者資格が認められます。

　また、「公務員の場合における休職の事由」に相当する休職であるときは、実態として当該学校法人等との間に常用的な使用関係が認められる場合、報酬の支給の有無にかかわらず加入者資格を維持します。ただし、常用的な使用関係が終了したものと認められるときは、加入者資格を喪失します（「事務の手引　令和6年版」34～36頁参照）。

　例えば、病気で休職中の人に対し報酬が支給されない期間が一時的であり、使用関係が継続中と認められる場合は、加入者資格を継続します。

　しかし、復職する見込みがないことが明らかな場合は、加入者資格を喪失します。

学校の設置・変更等をしたときの手続き

業務部　資格課

　学校法人等が学校の設置・変更等をしたときは、「学校法人等異動報告書DL」により届け出が必要です。

◆新設（※）・休校・廃校・設置者の変更をする場合

　所轄庁の認可書の写し、変更後の寄附行為の写しを添付してください。

※付随事業や収益事業を開始したとき、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したときを含みます。

◆代表者・住所（法人・学校・連絡先）等の変更をする場合

　原則添付書類は不要です。複数の学校を設置している学校法人等が法人情報（代表者や法人所在地等）を変更するときは、一括処理しますので代表校から報告してください。

　学校情報（学校所在地や連絡先住所等）の変更は、学校番号ごとに報告してください。手続きが遅れると資格確認書等の郵送に時間を要する等、加入者が不利益を被ることがありますので、速やかに手続きをしてください。

　なお、設置状況により必要書類が異なることがあります。詳細は、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶資格と掛金等▶学校等設置・変更にかかる手続き〕を参照してください。

任意継続加入者制度のご案内

業務部　資格課・掛金課

任意継続加入者制度とは、退職後原則２年を限度として、短期給付と福祉事業（一部を除く）を利用できる制度です。

◆利用できる事業

・短期給付事業

加入者期間中と同様です。

資格喪失後の傷病手当金や出産手当金の要件に該当している場合を除き、休業給付は請求できません。

・福祉事業

貸付けと積立貯金等以外は、利用できます。

注　年金等給付は継続加入できません。60歳未満の人は市区町村で国民年金の加入手続きをしてください。

◆加入の要件

退職の日まで引き続き１年と１日以上加入者であった人

次の人は加入できません。

・４月１日に採用され、翌年３月31日に退職した人

・退職前１年以内に任意継続加入者であった人

・退職時に75歳以上である人

◆加入できる期間

退職日の翌日から最長２年間

ただし、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の適用となるため、２年の満了前でも自動的に資格喪失します。

◆加入申し出の手続き

退職の日から20日以内に、学校法人等を通して「任意継続加入者申出用資格喪失報告書DL」を提出してください。

３月31日退職者に限り「事前受付」（10頁参照）を利用できます。

注　任意継続掛金と国民健康保険の保険料を比較する場合、離職の理由（解雇・雇い止め等）や前年の所得の額によって国民健康保険料が軽減されることがあります。詳細は、市区町村にお問い合わせください。

◆加入申し出の注意

健康保険制度では、加入の優先順位があります。

任意継続加入申し出をした人が、退職日の翌日から他の健康保険等へ被保険者（本人）として加入する場合は、任意継続加入の取り下げとなります。

ただし、他の健康保険等の被扶養者となる場合や国民健康保険に加入する場合は、任意継続加入が優先されます。申し出を取り下げることはできませんので、任意継続加入者として加入し、掛金を納付した後に資格喪失の手続きが必要となります。

◆「資格情報のお知らせ」等の送付

任意継続加入の資格取得処理後、届け出住所宛てに「資格情報のお知らせ」、「任意継続掛金納付通知書」及び「任意継続加入者のしおり」等を送付します。

加入者証等の廃止前から加入者であった人が任意継続加入者になった場合は、一律「資格情報のお知らせ」を送付します。マイナ保険証を持っていない人は、別途「資格確認書交付・再交付　資格情報のお知らせ再通知　高齢受給者証再交付申請書DL」により「資格確認書」の交付申請が必要となります。

なお、在職中の「加入者証」、「加入者被扶養者証」及び「限度額適用認定証」や「高齢受給者証」等は必ず学校法人等が回収し返納してください。

任意継続期間中の掛金

任意継続期間中は、任意継続掛金（40歳以上65歳未満は介護分掛金を含みます）を全額自己負担します。

掛金額は、退職時の標準報酬月額又は標準報酬月額の上限額（令和７年度は、６年度と同額の38万円）のうちいずれか少ない額を基に算出します。

◆任意継続掛金の納付方法

納付方法は、**毎月納付（口座振替含む）・半期ごとの前納・年度末までの一括前納**があり、前納には割引が適用されます。

本人宛てに送付する納付通知書（ゆうちょ銀行専用用紙）でゆうちょ銀行から納付してください。

毎月納付（口座振替含む）を選択した人には「資格情報のお知らせ」等の送付時に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（３枚組）」を同封しますので、口座振替（毎月28日振替）を希望する場合は、手続きをしてください。

口座振替の開始月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してあります。口座振替開始までは必ず納付通知書で納付してください。

納付期限までに掛金の納付がない場合は、任意継続加入者の資格喪失又は資格取得の取り消しとなります。

納付がなく保険診療を受けていた場合、無資格受診となります。

任意継続の資格取得月と同月内に75歳に到達したときや、同月内に他の健康保険等に加入したときは、**その月の掛金は納付しなければなりません。**

異動・脱退（資格喪失）の手続き

登録情報（氏名・住所・口座等）の変更や、２年満了・75歳到達以外での脱退には届け出が必要です。必要書類等の詳細は、本人宛てに送付する「任意継続加入者のしおり」で確認できます。

特定健康診査の結果データの提出期限と特定保健指導の利用のお願い

福祉部　保健課

加入者の特定健康診査は、学校法人等が実施する定期健康診断の結果を私学事業団へ提出することにより、実施したものとみなします。

令和6年度特定健康診査（事業主健診等）結果の提出期限

令和6年度の特定健康診査の結果データ（6年4月1日～7年3月31日受診分）の**最終提出期限は、7年5月15日です。**定期健康診断が終了した学校法人等は、提出期限にかかわらず速やかに結果を提出してください。

最終提出期限までに特定健康診査の結果データを提出しなかった場合は、当該年度の情報提供通知や「特定保健指導利用券」を送付できませんので注意してください。

特定健康診査の結果提出の詳細は、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▼福祉事業▼特定健康診査・特定保健指導▼特定健診に関する事務手続き〕をご覧ください。

注　学校法人等からの特定健康診査に関する記録の写し等のデータ提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条及び厚生労働省令（平成19年第157号）第14条に基づくものです。

◆実施率の目標達成にご協力ください

定期健康診断の結果を提出することは、国が定めた特定健康診査等の実施率の目標達成につながりますので、ご協力をお願いします。目標を達成すると、生活習慣病の予防による医療費削減に寄与する他、後期高齢者支援金の負担軽減による短期給付分掛金率の抑制にもなります。増大する医療費の適正化を図るため、特定健康診査等はさらなる実施率の向上が求められています。

対象者の都合に合わせた特定保健指導の受診方法のご案内

特定保健指導は、本事業団が契約を締結している医療機関等に、加入者自身が予約し出向いて利用する方法だけでなく、**「学校訪問型」**として、専門スタッフを学校法人等へ派遣し、空き教室等を使用して受診することや、ｚｏｏｍなどを利用して**「オンライン」**で受診することも可能です。

◆「学校訪問型」の特定保健指導

対象者の移動の時間や予約の手間が省けるだけでなく、学校法人等が自校の健康経営の一環として、対象者の把握や受診状況の把握ができる等、メリットが多いと大変人気です。希望する学校法人等は、次の特定保健指導機関へ直接連絡してください。東京近郊の学校法人等へは、直営病院の東京臨海病院にて対応が可能です。

・問い合わせ先

①ＳＯＭＰＯヘルスサポート（株）
電話：03−5209−8553
担当：平尾・松村
時間：（平日）10時～12時、14時～17時

②東京臨海病院　健康医学センター
電話：03−5605−8822
時間：（平日）9時～16時半

◆「オンライン」による特定保健指導

オンラインによる特定保健指導は、対面より内容が伝わりにくい面もあるものの利便性が高いため、利用者数が年々増えています。東京臨海病院や（株）ＪＭＤＣにおいて行っています。

・予約方法

①東京臨海病院のホームページ【健康医学センターのご案内▼私学共済加入者向けオンライン特定保健指導を行っています】のページから予約できます。

②（株）ＪＭＤＣは、対象者がＰｅｐＵｐに利用登録すると、特定保健指導のバナーが表示されます。当該ページより初回面談の予約ができます。

6年度特定保健指導利用券の有効期限

6年度の**特定保健指導利用券の有効期限は、7年7月31日です。**有効期限内に初回面談を受けるよう、対象者への利用勧奨をお願いします。

なお、特定保健指導の利用期間中に退職等で加入者資格を喪失した場合、利用券の有効期限にかかわらず、その時点で特定保健指導は中止となります。ただし、任意継続加入者になる場合は、特定保健指導の継続は可能です。

被扶養者等の特定健康診査の受診勧奨

被扶養者の特定健康診査の受診券（セット券）は、加入者の自宅宛てに送付しています。6年度分の**特定健康診査受診券（セット券）の有効期限は、7年3月31日です。**

5年度の特定健康診査の実績では、受診券を使用した被扶養者及び任意継続加入者（その被扶養者を含む）は約3万6000人で、実施率は37・4％でした。この率は、被扶養者等の実施率目標である60・0％を下回っているものの、前年に比べ、0・9ポイント上昇しています。

学校法人等からも、加入者に向けて被扶養者の受診を勧奨していただき、加入者とともに被扶養者の健康づくりにご協力をお願いします。

共済業務

共済事業本部
〒113－8441　東京都文京区湯島1-7-5
☎03（3813）5321（代表）
電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

任意継続加入者への掛金納付通知書等の送付

①令和７年３月中に任意継続加入期間が満了する人

３月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる**「資格証明書」**を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

②７年４月以降引き続き任意継続加入期間のある人

３月上旬に、７年度分の「任意継続掛金納付通知書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。口座振替の人には掛金額のお知らせのみ通知します。

③７年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の対象となる人

75歳の誕生日（資格喪失日）の属する月の前月分までの「任意継続掛金納付通知書」を送付します。75歳の誕生月以降は、広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を納付することになります。

また、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる**「資格証明書」**を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します（「資格証明書」は、被扶養者の有無にかかわらず、すべての人に送付します）。

【業務部　資格課・掛金課】

口座振替・口座送金にご協力ください

掛金等や貸付金の定期償還金の納付には、事務負担の軽減にも役立つ**指定預金口座からの自動引き落としが大変便利**です。掛金等や貸付金定期償還金を払込取扱票（払込通知票）により納付している学校法人等は、**「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」**を提出することで指定預金口座からの自動引き落としに変更できます。

申込書は私学事業団又はガーデンパレス共済業務課に、電話又はFAXで請求してください。なお、掛金等と貸付金定期償還金は申込書が別ですので、それぞれ提出してください。

また、ゆうちょ銀行の払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等は、**「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書**DL」により、金融機関の指定預金口座での受け取りに変更をお願いします。

【財務部　経理第二課】

レターデジタル版を加入者にご案内ください

時機に応じた私学共済制度に関する情報を分かりやすく説明し、絵画・健康・旅行・パズル応募など加入者の皆様に興味を持っていただける記事も掲載しています。

私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶刊行物▶加入者向けの刊行物▶加入者向広報「共済だよりレター」〕で閲覧できます。５月・７月・10月・１月の月初に、私学共済ホームページに掲載しますので、加入者への周知をお願いします。

【広報相談センター　広報班】

貸付けの申込締め切り日に注意してください

３月３日（月）送金分は２月14日（金）が申込締め切り日となります。締め切り日（毎月15日・月末）が土・日曜日又は休日のときは順次繰り上がりますので注意してください。

【福祉部　貯金・貸付課】

2月の共済業務スケジュール

３日（月）	**貸付** 送金
６日（木）	**貸付** １月分定期償還期限
10日（月）	**貯金** 払込期限（必着）
14日（金）	**貸付** 3月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日（木）	**貯金** 送金
25日（火）	**貸付** 送金 **貯金** 払戻・解約請求締め切り **積立共済年金** 脱退申出等締め切り
28日（金）	**掛金等** １月調定口座振替（自振校のみ） **貸付** ２月分定期償還口座振替（自振校のみ） **掛金等** １月調定納期限 **貸付** ３月24日送金申込締め切り

3月の共済業務スケジュール

３日（月）	**資格** 事前受付開始 **貸付** 送金
６日（木）	**貸付** ２月分定期償還期限
10日（月）	**貯金** 払込期限（必着）
14日（金）	**貸付** 4月2日送金申込・任意償還申出締め切り

INFORMATION

（「月報私学」はホームページにも掲載しています）

表紙写真を募集しています

「月報私学」では、毎月さまざまな学校からの応募により、表紙写真を掲載しています。
日常の学生、生徒、園児の活動や行事等記念に写した写真を本誌の表紙に飾ってみませんか。
詳しくは、私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学▶表紙写真募集〕をご覧ください。
皆様からのご応募をお待ちしています。

【企画室】
☎03（3230）7810・7811
Ｅメール　kikaku@shigaku.go.jp

助成業務

私学振興事業本部
〒102－8145
東京都千代田区富士見1-10-12
☎03（3230）1321（代表）

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内（令和７年３月分）

助成業務の学校法人等向け貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」を参照のうえ、払込指定期日までに**私学事業団指定口座に入金**してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

①　「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込依頼書」を使用し、**電信扱い**にしてください。
②　インターネットバンキング等を利用する場合は､「振込依頼書」に記載の**法人番号と法人名を通信欄に入力**して、お振り込みください。
③　償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず**学校法人単位**で一括してお振り込みください。

※令和６年度（３月15日ご返済分）より、学校法人が希望される場合、**預金口座振替（金融機関自動引き落とし）**により、貸付金をご返済いただけるようになりました。詳しくは下記までお問い合わせください。
※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかるご返済について（令和７年３月分）〕も併せてご確認ください。
※共済業務における積立貯金・加入者向け貸付事業については、取り扱い及び担当部署が異なりますので、ご注意ください。

【融資部　融資課】
☎03（3230）7871～7874
Ｅメール　yushi@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金 寄付金配付申請書類等の取り扱い

令和６年度の寄付金配付申請は、**３月５日（水）を締め切り（必着）**とします。年度内に寄付金の配付（送金）を必要とする場合は、期限までに配付申請書類の提出をお願いします。**配付の対象となる寄付金は、原則として、受領書が発行された寄付金の範囲内となっていますので**ご留意ください。

寄付金受領日は、寄付金が私学事業団に着金した日付となりますが、３月末は寄付金の受け入れが集中するため、受領書発行に時間を要することをあらかじめご了承ください。

なお、寄付金は、原則学校がとりまとめて振り込みます。寄付者の決算日などの都合により、やむを得ず寄付者から本事業団へ直接振り込みをする必要がある場合には、トラブル防止の観点から、必ず本事業団まで事前のご相談をお願いします。

【助成部　寄付金課】
☎03（3230）7317・7318
Ｅメール　kifukin@shigaku.go.jp

令和６年度版「今日の私学財政（高等学校・中学校・小学校編）」を送付しました

令和６年度学校法人基礎調査にご協力いただいた高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置する学校法人に、令和６年度版「今日の私学財政（高等学校・中学校・小学校編）」（CD-ROM）を１月末に送付しました。

財務分析など学校経営の参考としてご活用ください。

【私学経営情報センター　私学情報室】
☎03（3230）7846～7848
Ｅメール　center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから
宿泊予約ができます。

京　都　白河院（しらかわいん）

〒606-8333　京都市左京区岡崎法勝寺町16　☎075(761)0201
JR「京都」駅前市バスターミナルA-1番乗り場、阪急「京都河原町」駅・京阪「三条」駅から市バス5号系統「銀閣寺・岩倉」行きバスで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前

本格京会席コース

宿泊プランは、夕食のグレードによって3種類用意しました。
和の趣きあふれる雅な京会席で、冬の味覚をお楽しみください。

1泊2食（1名様）　14,000円･15,100円･16,300円

取扱期間：通年（年末年始･繁忙期を除きます）

・京都市宿泊税200円を含みます。
※お食事（昼食･夕食）のみのコースもあります。
詳しくは白河院にお問い合わせください。

庭園（京都市指定名勝）

葉　山　相洋閣（そうようかく）

〒240-0116　神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1　☎046(875)7300
JR「逗子（ずし）」駅前バスターミナル2番乗り場からバスで「長者ヶ崎」下車、徒歩3分

アニバーサリープラン

夕食は葉山牛サーロイン陶板焼き、刺身5点盛りのほか、デザートが「特製デザートプレート」になった特別な日に最適な宿泊プランです。

1泊2食（2名1室／1名様）　14,500円～

取扱期間：通年（年末年始を除きます）

・宿泊室は洋室と和室から選べます。
・2名様からご予約を承ります。

夕食（イメージ）

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業（耐震改築）や、防災（耐震）機能強化の補助金対象となった改修事業（耐震改修）に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、国の利子助成が受けられます。
利子助成は二つのパターンがあります。

〔イメージ図〕

パターン①

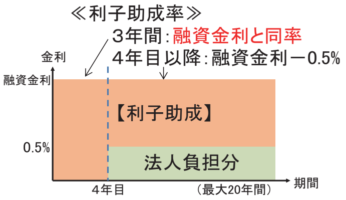

パターン②

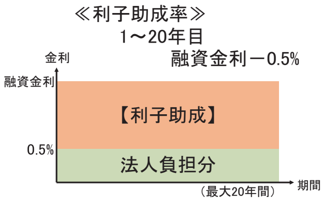

※事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
※利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利（令和7年1月現在）

主な事業内容	返済期間（据置年数含む）			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校（園）舎などの建築・用地取得	年% 2.20	年% 1.70	年% 1.20	年% 1.10
寄宿舎などの建築・用地取得	2.30	1.80	1.30	―
園バスや備品などの購入	―	―	1.20	(5.5年以内) 1.00

※返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
融資部融資課　☎03(3230)7862~7864、7866~7868
Eメール　yushi@shigaku.go.jp

月報私学　2月号（VOL.326）令和7年2月1日発行
編集･発行　日本私立学校振興･共済事業団　〒102-8145　東京都千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)7810･7811（企画室）
（禁無断転載）
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。